

## 心配ごと相談所の開設について

開設日時：令和4年1月4日（火）

午前9時30分～11時30分

開設場所：湯浅町地域福祉センター

当相談所の規定に基づき秘密は厳守します。相談費用は無料です。

事前予約は12月6日（月）からの受付となります。

お申し込み・お問い合わせは湯浅町社会福祉協議会までお願いします。

### 心配ごと相談とは・・・

湯浅町社会福祉協議会から委嘱を受けた「心配ごと相談員」のみなさんが日常生活における相談をお受けします。

相談内容によって、各関係機関と連携しながら問題解決に努めます。

## 今後の予定

12月 7日（火）：心配ごと相談（地域福祉センター）

8日（水）：あいうえおサロン（地域福祉センター）

15日（水）：やすらぎ年末の集い（一人親家庭）

16日（木）：やすらぎ年末の集い（障がい児者）

19日（日）：しらゆりキッチン（地域福祉センター）

1月 4日（火）：心配ごと相談（地域福祉センター）

12日（水）：あいうえおサロン（地域福祉センター）



※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、上記予定が中止になることがあります。

編集・発行：湯浅町社会福祉協議会

〒643-0004 和歌山県有田郡湯浅町湯浅1675-1

TEL：0737-63-5175 FAX：0737-63-3304

WEB：http://www.yuasa-shakyo.or.jp/

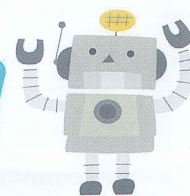
homepage



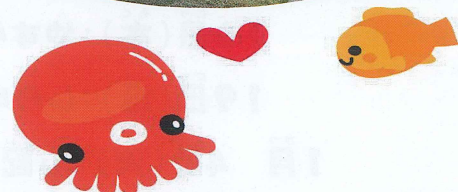
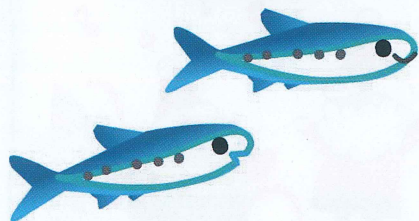
Facebook



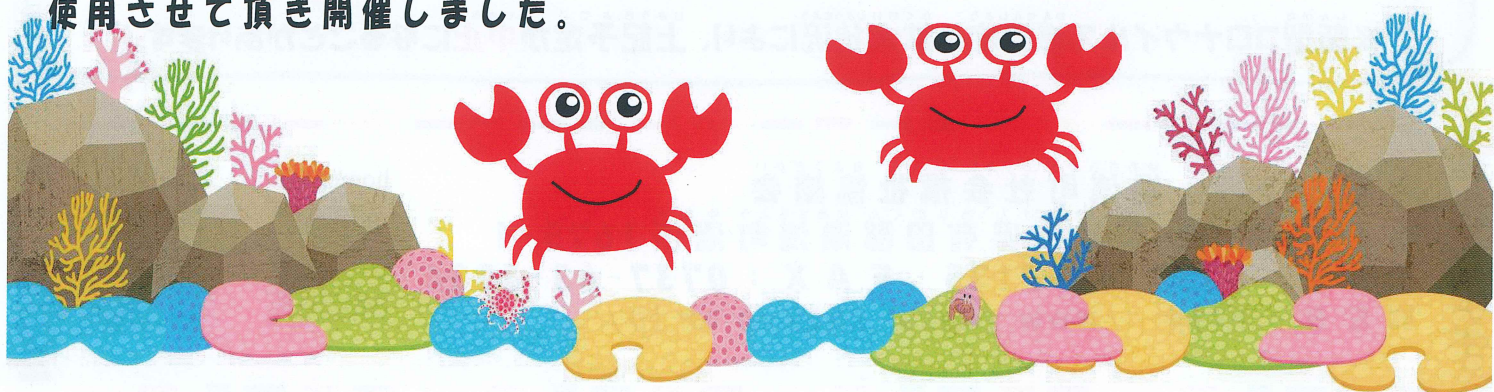
# 親睦を深めよう！2021紀南の旅！



ひとり親家庭を対象とした「ふれあい交流事業」を11月14日（日）に開催しました。当日は晴天に恵まれ、参加者のみなさんは「ホテルベルヴェネーシ」での豪華な食事を堪能したり、「エビとカニの水族館」や「白浜エネルギーランド」で遊んだり、久しぶりに楽しい時間をすごされました。



この「ふれあい交流事業」は、皆さまから収集させて頂いた社協会費の一部を使用させて頂き開催しました。

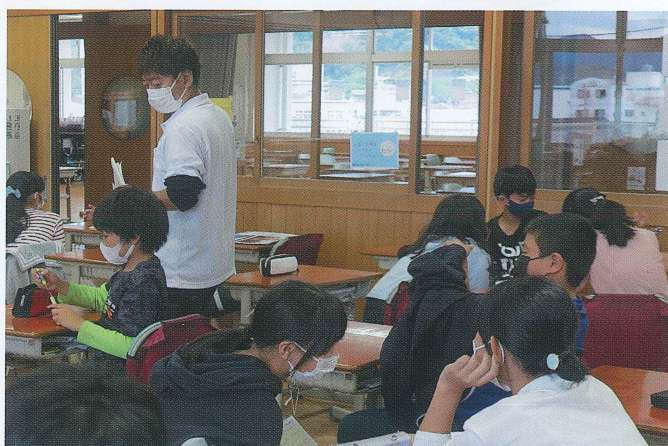


～ ① だんの・② らしの・③ し あわせ ～

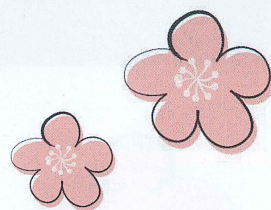
湯浅小学校5年生では、今年も「絆(きずな)～湯浅の人たちとつながろう～」をテーマに湯浅町に暮らすみなさんが幸せに暮らせる福祉の町づくりについて学習を行っています。

そのなかで、社協職員が「福祉や社会福祉協議会の役割について」お話をしたり、地域福祉センター施設見学での説明、子どもたちが考えた質問にわかりやすく答えさせていただきました。

10月19日(火):出張講座



「ふくし」は高齢者や障がい者だけでなく、自分たちにも関係があることなんだね!



# 11月1日(月): 施設見学・質疑応答

## 【質問内容／回答】

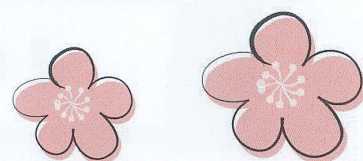
○なぜこの仕事をしようと思ったのですか？

A: 地域のみなさんが元気で幸せに暮らせるようなお手伝いをしたかったからです。

○相談に対して、杜協の人たちが意識していることは何ですか？

A: 相談者の立場になって相手の気持ちに寄り添い(共感)しながら、相談を聞くように意識しています。相手との信頼関係を築くことも重要です。

バリアフリーになっていて、誰でも利用しやすい作りになっているね！

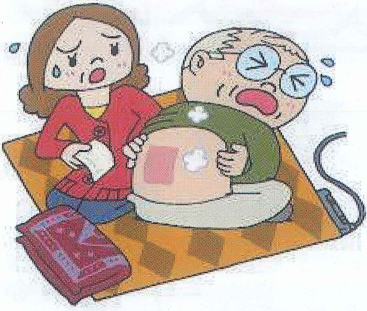


ふだんの暮らしを大切にするのが「ふくし」につながるんだね

今回学んだことを通して、普段の暮らしの中にみなさんの優しさとおもいやりの輪が広がってくれたら嬉しいです。

湯浅町杜協では、これからもみなさんとともに福祉について考えたり、実践できる取り組みを積極的に行っていきたいと考えています。

# 冬場に気をつけたい低温やけど



## 『低温やけど』とは？

心地よく感じる程度（体温より少し暖かい温度）のものでも、皮膚の同じ部分が長時間接触していると発生するやけどのことです。

多くの場合、使い捨てカイロや湯たんぽ・電気アンカなどの暖房器具に長時間触れ続けたことで起こります。



## ～ 予防方法 ～

- \* 使い捨てカイロ・電気アンカなどは、肌に直接触れないようにしましょう。また長時間同じところにあてないようにしましょう。
- \* 電気ストーブなどで暖まる時は近寄り過ぎず、熱いと思ったら離れましょう。
- \* 安全な使い方や工夫を心掛けることで、低温やけどは予防できます。



※ 低温やけどは、見た目には分かりにくく、痛みを感じにくいことから重症化している場合もあります。早めに医療機関を受診しましょう。

## 「不用品を買い取ります」の電話に注意！



事前の電話では「古着や古い電化製品など不用品を買い取る」と言いながら、訪問してくると貴金属を出すよう強要され、断りきれずに安く買い取られてしまったというトラブルが発生しています。

押し買いの被害者は6割以上が高齢者です。

## 対処方法

- ◆ 『安易に訪問の約束をしない！』  
訪問を承諾したあとで断ろうとしても、連絡先が分からないという事もあります。
- ◆ 『きっぱり断る！』  
貴金属を売ってほしいと強引に迫られても、勇気をもって断りましょう。
- ◆ 『助けを求める！』  
自分で断れないと思ったら近所の人や知人、警察や役場に電話しましょう。



## 相談先

- 湯浅警察署 ☎ 0737-64-0110
- 湯浅町役場（総務課） ☎ 0737-63-2525
- 湯浅町社会福祉協議会 ☎ 0737-63-5175
- 和歌山県消費生活センター ☎ 073-433-1551

